

車両の使用制限命令に係る公示聴聞通知書

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年3月5日

埼玉県公安委員会

記

- 1 聴聞の期日 令和8年3月23日 午前9時30分開始
- 2 聴聞の場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
埼玉県警察本部聴聞室（地下1階）